

第4章 障害者の就業と所得保障

1 就業と所得保障の関係

障害ゆえに稼得能力に制限があり、社会経済生活上での不利を負うということは、障害者にとって大きな問題である。また、障害があるために非障害者よりも生活上さまざまな支出を余儀なくされることも多い。就業によって得られる収入は平均すると低水準にとどまり、就業収入による独立した生活は困難な状態におかれている者が大部分である。障害者には社会保障による十分な所得保障体制が整備される必要がある。

従来は、保護（福祉）か競争（雇用）か、という二者択一で障害者施策が実施されてきた。しかし、このような考え方には次のような問題がある。

- ・ 所得保障給付を受給していると、労働による社会参加がしにくい
- ・ 労働によって得られる収入は制限的であることが多く、一切働くことで受けられる所得保障給付額がある程度の水準にあれば、それが労働意欲を喪失させてしまう

非障害者と同じように働き、障害に関連する所得保障給付を必要としない人も、逆に所得保障給付だけで生活する人もいるだろうが、働きながら社会保険料を受給する、という生活スタイルの方が適している人は決して少なくない。その場合の働き方は企業・官公庁での標準的な働き方だけでなく、短時間労働、派遣労働、さらに福祉的就労も含まれている。

本章では障害者にとって就業形態の多様化を就業機会の拡大ととらえ、就業の多様化のもつマイナス面である生活の不安定化を所得保障給付でカバーできるかを検討する。その際、社会保障の基本理念は「生存権の保障」であることを確認し、経済的に障害者の生活を支えながら、障害者が就業に積極的にチャレンジできる仕組みを、所得保障政策の側から考察することが本論の目的である。

2 障害者の所得保障の現状

本論では障害者の生活を支える柱として「賃金（就業による収入）」と「所得保障」の2つに

焦点をあてることとする。【就業によって得られる収入（賃金）+所得保障=収入】と考えると、収入構造は【賃金+0】から【0+所得保障】までありうる。この節では、障害者の就業状況を概観した後、障害者が就業によって得ている収入の実態と所得保障の受給状況をできるだけ明らかにし、障害者にとっての所得保障の役割、さらには障害者の就業意欲を生かせる所得保障のあり方を考える手立てとする。

なお、ここで使用する統計資料は、厚生省『身体障害者実態調査（1996年）』、厚生省『精神薄弱児（者）基礎調査（1995年）』、精神障害者の雇用に関する調査研究会『精神障害者の雇用支援に関する通信調査（1993年）』、厚生省年金局『国民年金障害年金受給者実態調査（1995年）』、厚生省年金局『障害厚生年金受給者実態調査（1994年）』の5つである（カッコ内の数字は調査年）¹⁾。

2.1 障害者の就業状況

(1) 身体障害者

現在、身体障害者はその3分の2を60歳以上が占めている。労働人口年齢である65歳未満は42.6%である。以下に示すデータについて、特に断りがない場合、調査対象者の6割近くが高齢者であることに注意する必要がある。

身体障害者の就業率は30.1%である。一般労働者の就業率が60.5%なので、障害者の就業率がかなり低いことがわかる。昨今の経済状況悪化により就業率は減少している。この動きは一般労働者にもみられるが、障害者の就業率の減少程度は一般労働者に比べてかなり大きい。障害者は一般労働者よりも不況の影響を強く受けているといえる（表1）。

表1 身体障害者の人数および就業率の推移—18歳以上在住—

調査年月	総数	就業者	不就業者	回答なし	就業率	
					千人	千人
昭和35年7月	829	387	442	—	46.7	70.6
昭和40年8月	1,048	412	636	—	39.3	66.8
昭和45年10月	1,314	579	735	—	44.1	68.8
昭和55年2月	1,977	638	1,320	19	32.6	64.4
昭和62年2月	2,413	701	1,698	13	29.2	59.0
平成3年11月	2,722	894	1,731	97	34.1	62.0
平成8年11月	2,933	845	1,958	131	30.1	61.5
前回比8年／3年	107.8	94.5	113.1	135.1	88.3	99.2

（注）就業率の算定に当たっては、就業者／就業者+不就業者（「回答なし」を除く。）によって一般労働者のデータは総務省労働力調査によるもの（15歳以上の就業率）。

出典：厚生省大臣官房障害保健福祉部（1999），p.86

年齢別にみると、40～49歳が最も高い就業率であり、20歳未満と60歳以上を除いて50%前後の就業率となっている。障害の程度別をみると、障害の程度が軽くなるにしたがって、就業率の割合が高くなる傾向にある。就業している職業についてみると、全体では「農業・林業、漁業従事者」が21.2%と最も高く、ついで「技能工・採掘・製造・建設・労務従事者」が18.9%となっている。就業形態は「一般雇用者」が26.7%で最も高く、その次に「自営業主」「家族従事者」の順である。就業日数をみてみると、「21日以上」が45.7%と最も多い。

障害を受けてからの就業年数をみると、全体では「20年以上」が34.0%と最も多い。この調査では障害の発生年齢についてのデータもあるが、それによると全体的には40歳以降の発生が半数以上を占めている。それを考慮すると「20年以上」という就業年数はかなり長い。障害程度との関連をみると、1級では「5年以上10年未満」が多いが、それ以外では「20年以上」が最も多い。

不就業者についてその理由をみると、最も多いのが「重度の障害のため」の27.2%である。

(2) 知的障害者

知的障害者のうち、仕事をしている者は全体の43.6%（約13万人）となっている。身体障害者に比べて仕事をしている者の割合が高いのは、「仕事」の中に福祉的就労が含まれるからである。業務内容をみると、「作業所」が仕事をしている者の51.1%と福祉的就労が半分を占めている。次が「製造・加工業」の21.9%、「農畜作業、林業、漁業」の4.4%である。就労形態は「作業所」の51.1%に次いで、「正規の職員」が18.9%、「家の仕事の手伝い」11.3%、「臨時雇い」が10.3%である（表2）。

表2 知的障害者の就労形態 (%)

	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
正規の職員	3.2	4.3	25.1	31.9	14.3
臨時雇い	—	4.3	12.3	18.1	—
内職	1.6	1.1	—	3.3	14.3
家の仕事の手伝い	7.9	10.8	11.4	11.5	28.6
その他の	3.2	3.8	3.2	4.4	7.1
作業所	82.5	73.0	45.7	26.4	28.6
不詳	1.6	2.7	2.3	4.4	7.1

出典：厚生省大臣官房障害保健福祉部（1996），p.12

(3) 精神障害者

調査対象者 565 人のうち正社員は 52.0%、パートタイマーが 33.3%、臨時雇いが 14.7%である。年齢は、正社員は 20 歳代（25.2%）と 30 歳代（29.6%）と比較的若年層が多く、パートタイマーは 30 歳代（27.7%）、40 歳代（29.3%）と中年層が、臨時雇いは 40 歳代（44.6%）、50 歳代（20.5%）と高年層が多い。

職務内容をみると、正社員では「技能工」（10.5%）、「サービス」（7.1%）もみられるものの、いずれの雇用形態にあっても「単純労働」に集中している。作業形態は「障害をもたない者と混在のグループ作業」が一番多く、「単純作業」がそれに次いだ。

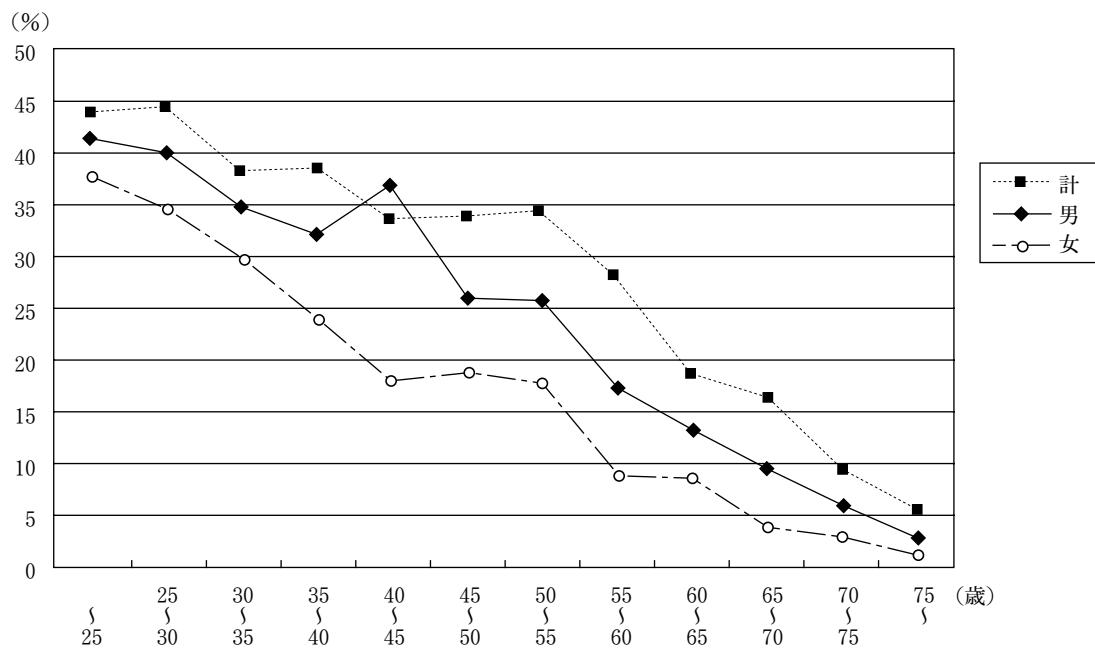
(4) 年金受給者調査

① 障害基礎年金（国民年金）受給者

国民年金受給者の就業状況は以下のとおりである。

男女計で年金 1 級の就業率は 17.7%、2 級は 25.4%である。男女で比較すると男性の就業率は女性のほぼ 2 倍になっている。年齢別にみてみると、25 歳未満は 41.3% 就業しており、それ以降年齢とともに就業率は減少する傾向にある。（図 1）

図 1 障害基礎年金受給者の就業率



出典：厚生省年金局（1996），p. 26 より作成

男女別に就業形態をみると、男性は「常勤の会社員・公務員等」が最も多く26.5%、「自営業主」が20.9%、「授産施設・福祉工場」が17.4%となっている。女性は「授産施設・福祉工場」が25.7%と最も多く、ついで「臨時・パート等」が17.2%、「常勤の会社員・公務員等」が14.2%である。また、障害等級別にみると、年金1級では「授産施設・福祉工場」「常勤の会社員・公務員等」が22.9%、22.1%でほぼ同じになっている。2級では「常勤の会社員・公務員等」が最も多く22.4%と最も多く、「授産施設・福祉工場」が18.0%となっている（表3）。

表3 障害基礎年金受給者の就業形態

(%)

	計	男	女
常勤の会社員・公務員	22.3	26.5	14.2
臨時・パート等	11.6	8.7	17.2
授産施設・福祉工場	20.3	17.4	25.7
小規模作業所	11.4	12.2	9.9
自営業主	16.5	20.9	8.3
家業等の手伝い	6.5	5.7	8.0
その他の	11.4	8.7	16.6

出典：厚生省年金局（1996），p.27

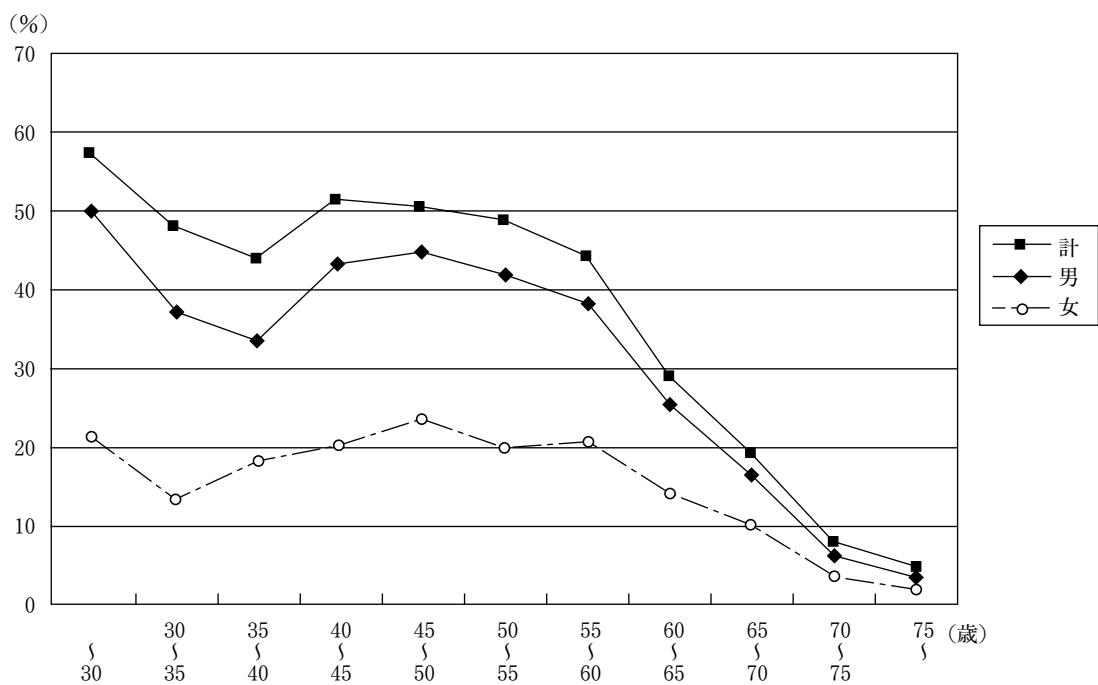
就業している者について週平均の就業時間みると、全体では「40時間以上」が最も多く25.9%、ついで「30時間以上40時間未満」が24.7%であった。男女別でみると男性は「40時間以上」が31.5%であるのに対して、女性は「20時間以上30時間未満」が25.2%、「30時間以上40時間未満」が24.7%で女性の方が就業時間が短いことがわかる。男性は「常勤職」が多いので就業時間も標準の40時間かそれ以上となるのであろう。

就業していない者の働いていない理由は「（障害のため）働くことができない」が3分の2を占めている。

② 障害厚生年金受給者

厚生年金受給者の就業状況は、男女計でみて年金1級が16.3%、2級が25.2%、3級が39.8%となっている。年齢別に就業率をみると、30歳未満は50.0%が就業している。30歳代と55～60歳が30%台、40～55歳が40%台の就業率となっている。男女別にみると、男性は30歳未満の57.4%が、女性は45～50歳の23.4%が就業率のピークとなっている。ちなみに65歳未満の就業率は全体で37.5%、男性は43.3%、女性は19.2%である（図2）。

図2 障害厚生年金受給者の就業率



出典：厚生省年金局（1995），p.13より作成

男女別に就業形態をみると、男性は「常勤の会社員・公務員等」が最も多く57.4%、ついで「臨時・日雇い・パート等」および「自営業主」がほぼ同じ割合（12.6%、12.5%）となっている。それに対して女性では「臨時・日雇い・パート等」が最も多く34.5%、ついで「常勤の会社員・公務員等」が32.3%となっている。もう少し詳しくみると、男性で「常勤の会社員・公務員等」は40歳代後半から60歳未満に多い。「パート等」は常勤労働者よりわずかに年齢が高めであり、「自営業主」はさらに高めである（表4）。

表4 障害厚生年金受給者の就業形態

	計 (%)	男 (%)	女 (%)
常勤の会社員・公務員	54.2	57.4	32.3
臨時・パート等	15.4	12.6	34.5
授産施設・福祉工場	3.7	3.6	4.4
小規模作業所	11.5	12.5	4.8
自営業主	4.7	4.1	8.7
家業等の手伝い	8.5	8.1	11.8
その他の	2.0	1.8	3.5

出典：厚生省年金局（1995），p.14

就業時間は、男女とも週平均「33時間以上44時間未満」とする者が最も多く（36.0%）、「44時間以上」というのも25.7%いる。週40時間労働を標準とすると、就業（労働）時間については標準的な働き方をしている者が半分程度になることになる。女性では50%強が33時間未満である。この数字は女性の就業形態が「パート等」が多いことと合致する。

厚生年金受給者の中で就業していない者に、その理由をきいてみると、「（障害のために）働くことができない」者が全体の3分の2を占めている。「適当な就職口がない」というのは7.0%である。

国民年金と厚生年金の受給者のデータを比較すると、1級と2級の就業率は両年金の受給者間の違いはない（ただし厚生年金は3級の就業率が40%弱と高い）。しかしその内容はかなり異なる。国民年金では「授産施設・福祉工場」が大きな役割を果たしているのに対して、厚生年金では「臨時・日雇い・パート等」で働く者が多い。

両者の共通点は男女間格差である。両年金の受給者とも男性の就業率は女性のほぼ2倍であり、次項で述べるように収入も2倍となっている。就業形態も男性は常勤職が最も多いのに対して女性は「授産施設・福祉工場」（国民年金）「臨時・パート等」（厚生年金）が多い（従って就業時間も男性の方が女性よりも長い）。

2.2 障害者の収入構造

（1）身体障害者実態調査

身体障害者の所得保障の受給状況は以下のとおりである。

身体障害者の68.2%が公的年金（恩給、労災保険による年金等を含む。）を受給している。そのうち障害に起因する年金の受給者は身体障害者全体の51.8%である。「国民年金のみ受給」している者は身体障害者全体の26.5%（障害に起因する年金の受給者の51.2%）、「厚生年金、共済年金のみ受給」が14.5%、「国民、厚生、共済年金を受給」は3.4%である。65歳未満で障害に起因する年金を受給している者は48.1%である。実際に受給している年金額のデータはない（表5、表6）。

表5 年齢階級別にみた年金の種類別受給状況

障害の程度	総数	年金を受給している				受給なし	回答なし		
		障害に起因する年金を受給している		障害以外の理由による年金を受給している	何らかの年金を受給しているものの合計				
		国民年金のみ	その他						
総数	千人 2,933	% 26.5	% 25.3	% 51.8	% 16.3	% 68.2	% 17.6	% 14.3	
18~29歳	80	36.3	11.2	47.5	—	47.5	32.5	18.8	
30~39歳	111	35.1	17.2	52.3	1.8	54.1	29.7	15.3	
40~49歳	242	23.1	23.6	46.7	1.2	47.9	34.3	18.2	
50~59歳	435	20.5	19.7	40.2	3.2	43.4	35.4	21.1	
60~64歳	378	22.8	34.1	56.9	12.4	69.3	17.7	13.0	
65~69歳	408	31.1	29.7	60.8	19.4	80.1	9.1	10.5	
70歳以上	1,179	28.3	25.9	54.2	27.7	81.8	8.9	9.2	
不詳	99	18.2	15.1	33.3	7.1	40.4	11.1	48.5	

出典：厚生省大臣官房障害保健福祉部（1999），p. 78

このデータを1993年に実施された同様の調査結果と比較すると、1993年調査では身体障害者の56.1%が公的年金を受給し、そのうち、障害に起因する年金の受給者は27.4%であった。実数でみても、1993年調査で障害に起因する年金の受給者は679千人であるのに対して、1998年調査では1,520千人である。もちろん、1993年調査と比較して1998年調査では回答者総数も210千人ほど多いが、障害に起因する年金受給者の差異はそれを大きく上回っている。特に60歳以上の層で障害に起因する年金の受給者が激増している（表7）。

表6 障害の程度別にみた年金の種類別受給状況

障害の程度	総数	年金を受給している				受給なし	回答なし		
		障害に起因する年金を受給している		障害以外の理由による年金を受給している	何らかの年金を受給しているものの合計				
		国民年金のみ	その他						
総数	千人 2,933	% 26.5	% 25.3	% 51.8	% 16.3	% 68.2	% 17.6	% 14.3	
1級	796	32.4	29.4	61.8	15.7	77.5	11.2	11.3	
2級	470	37.9	27.0	64.9	11.7	76.6	10.4	12.6	
3級	501	24.2	27.2	51.9	15.2	67.1	17.2	15.6	
4級	551	20.0	21.9	41.9	17.8	59.7	25.6	14.5	
5級	291	15.1	21.7	36.8	16.8	53.6	27.5	19.6	
6級	212	20.3	18.9	39.2	20.8	59.9	24.5	16.0	
不詳	112	21.4	14.3	35.7	28.6	64.3	17.9	17.9	

出典：厚生省大臣官房障害保健福祉部（1999），p. 77

表7 年齢階級別にみた年金の種類別受給状況（1993年調査）

年 齢	総 数	年 金 を 受 給 し て い る				受給なし	解答なし
		障害に起因する年金のみ①	障害以外の理由による年金②	①及び②の両年金を受給	小 計		
総 数	千人 2,722	% 24.9	% 28.7	% 2.5	% 56.1	% 20.3	% 23.6
18～29歳	87	38.5	0.5	2.5	39	40.7	20.3
30～39歳	136	40.5	0.7	0.4	41.5	38.7	19.7
40～49歳	266	37.6	0.9	0.4	38.8	40.5	20.7
50～59歳	467	34.8	3.3	0.7	38.8	42.6	18.6
60～64歳	377	30.1	25.4	2.3	57.7	20.6	21.7
65～69歳	238	3.4	40.2	1.4	45.1	27	28
70歳～	918	13.3	52	3.8	69	4.9	26.1
不 詳	150	16.6	34.1	1.6	52.2	20.4	27.4

出典：森隆男（1995），p.35

障害に起因する公的年金を受給していない理由としては「障害の程度が障害年金の対象となる程度に該当しなかった」が41.8%と最も多い。障害等級と年金受給の関係をみると、障害程度が重いほど年金受給率は高い傾向がみられる。しかし、障害等級が1級であっても、「障害の程度が年金の対象に該当しなかった」と答えているものが8.9%いる。一方「国民年金制度の強制加入の対象となっていたが、加入していなかったため」は2.5%、「保険料の未納期間があり、納付期間を満たしていなかった」は1.8%である。

一般に身体障害程度の1級,2級が国民年金の障害程度1級に相当し、身体障害程度の3級は国民年金の障害程度2級に相当するとされている。障害者が年金を必要とする程度は必ずしも機能障害の程度に比例しているとはいえず、その意味で身体障害程度と国民年金の障害程度がリンクすることには問題がある。また、ここにみられるデータでは、身体障害程度が1級でも1割弱が「障害年金の対象となる障害程度の該当しない」ことを理由に年金を受給していない（できない？）ことがわかる。

公的手当については、障害に起因する公的手当を受給している身体障害者は全体の14.2%と少ない。手当の種類をみると、「特別障害者手当」が6.5%と最も多く、ついで「その他の手当」4.8%、「福祉手当（経過措置分）」が2.7%である。

生活保護の受給状況は、身体障害者の3.0%が生活保護を受けている。障害の程度別にみると、1級が3.5%、2級が3.8%と重度障害者で受給が多いことがわかる。

次に身体障害者の収入は以下のとおりである。

1996年10月中の就労収入は、就労者の41.3%が15万円未満の収入で、「月収3万円未満」が11.7%と最も多い。しかし一方で、「11万円～15万円未満」が10.3%、「30万円～50万円未満」が10.2%と、収入分布にかなりのバラつきがみられる。障害者だからといって低収入とは限らず、所得保障の給付水準と個々の収入状況をどう調整していくか、または個々の収入状況は考慮しないのか、制度設計において検討する必要がある（表8）。

ちなみに身体障害者自身の収入と関連する課税状況をみると、「所得税が非課税」である者は49.2%、課税された者は22.9%である。

表8 身体障害者の仕事の収入

(%)

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
～ 3万円	11.7	13.8	11.6	12.8	8.2
3～ 7	9.3	12.5	12.5	8.5	8.7
7～11	9.9	11.3	10.7	9.4	10.3
11～15	10.3	12.5	12.5	10.0	9.2
15～19	6.6	3.8	5.4	7.5	6.0
19～23	7.3	6.3	5.4	7.9	7.6
23～25	3.2	1.3	4.5	3.0	3.8
25～30	6.5	3.8	6.3	6.8	7.1
30～50	10.2	8.8	3.6	10.9	13.0
50～	5.3	2.5	3.6	5.1	8.2
回答なし	19.6	25.0	24.1	18.3	17.9

出典：厚生省大臣官房障害保健福祉部（1999），p.91

（2）知的障害者

知的障害者で手当・年金の受給者は77.9%となっている。20歳未満では、84.4%が「特別児童扶養手当」を、29.7%が「障害児童福祉手当」を受給している。20歳以上になると「障害基礎年金」を90.7%の者が受給している。その他7.3%は「特別障害者手当」を受給している。知的障害者の場合、初診日が20歳未満であることが多く、その場合保険料の納付要件を問われない。（本人の収入が一定限度をこえると年金は支給されない）。ただし、請求手続きを行わないこと、年金を受給することはできない。知的障害者の年金受給率が高い（9割）という事実は、障害者にとって年金が非常に必要性の高いものであることを示している。

年金・手当の不受給者が19.1%いるが、その理由としては「障害が軽いため」が不受給者の42.1%と最も多いが、その他の理由として「制度を知らない」が14.8%、「収入が多いため」が

12.8%である。年金の重要性の高さからいっても、制度を知らない人が少なくないことは大きな問題である。

生活保護の受給状況についてのデータはない。

労働収入については、家の仕事の手伝いや作業所等すべてを含めた1ヶ月の給料をみると、5万円までが52.3%を占めている。正規の職員、臨時雇いとして雇用されているものを見ると、「7～10万円」が31.0%と最も多く、次いで「10～13万円」が21.8%、「5～7万円」が18.6%である。知的障害者の場合、福祉的就労（家業手伝いも含む）に就いていると収入は低いが、一部は正規職員や臨時雇いとしてある程度の収入を得ている（表9）。

表9 知的障害者の仕事の収入

(%)

	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
無し	4.8	10.3	5.9	5.5	—
～1万円	44.4	45.9	26.9	15.9	14.3
1～3	7.9	7.0	11.0	11.5	14.3
3～5	3.2	3.2	7.8	4.9	—
5～7	—	2.2	9.1	13.7	—
7～10	1.6	3.2	16.0	17.6	—
10～13	—	2.2	9.1	12.1	21.4
13～15	—	—	1.8	5.5	—
15～	—	0.5	0.5	5.5	7.1
不詳	38.1	25.4	11.9	7.7	42.9

出典：厚生省大臣官房障害保健福祉部（1996），p.14

(3) 精神障害者

この調査では精神障害者の所得保障の受給状況についてのデータはない。しかし、精神障害の特性が障害程度の認定を困難にするなどの理由によって精神障害者は公的年金の受給が難しいとされている。

平均賃金（月額）は正社員は「15万円以上」得ている者も16.0%いたが、多くは「7～15万円未満」（64.6%）であり、パートタイマー、臨時雇いは「5万円未満」「5～7万円未満」「7～15万円未満」がそれぞれ30%程度とほぼ均等に分布している。精神障害者の場合も労働による収入は決して高いとはいはず、また身体障害者や知的障害者に比べて福祉サービスも乏しい彼らにこそ公的年金を中心とした所得保障は重要な意味をもっている。

(4) 障害年金受給者

① 障害基礎年金（国民年金）受給者

国民年金の受給者の年齢をみると、65歳未満で74.0%となっている。年金の平均受給額は1級が8.2万円、2級が6.6万円である。日常生活の場は、63.3%が一般家庭（1級の場合、56.8%、2級では71.8%）である。

仕事による収入は全体では0～2万円に21.1%が含まれている。それでも男性の平均月収は10.3万円で、分布としては20万円程度まで比較的まんべんなくいるが、女性は平均月収5.2万円、14万円までに全体の85%が集まっている（表10）。

表10 障害基礎年金受給者の仕事による収入

(%)

	計	男	女
～2万円	21.1	17.6	27.6
2～4	11.0	9.5	13.9
4～6	8.3	7.2	10.5
6～8	8.1	7.0	10.2
8～10	6.2	6.1	6.4
10～12	10.3	11.2	8.6
12～14	5.3	5.5	4.8
14～16	6.8	9.5	1.6
16～18	2.6	2.7	2.4
18～20	2.4	3.5	0.3
20～22	5.0	6.4	2.4
22～24	0.9	1.1	0.5
24～26	1.8	2.7	—
26～28	0.5	0.7	—
28～30	0.4	0.6	—
30～	3.2	4.5	0.8
回答無し	6.1	4.1	9.9

出典：厚生省年金局（1996），p.28

障害者の年金も含めた世帯収入が、1ヶ月どのくらいかを示すのが表11である。全体の30%が5～10万円の層にいるが、国民年金は平均して1級8.2万円、2級が6.6万円である。あくまで平均額であるが、年金額がまさしく5～10万円の幅にある。つまり、収入源として「本人の収入と年金」と答えたものが30.2%いたが、その内訳の多くを年金が占めると推測される。

表11 障害基礎年金受給者・障害等級別にみた世帯生活費
(%)

	計	1 級	2 級
～ 5万円	8.4	10.0	6.3
5～10	14.9	16.2	13.3
10～15	13.8	12.5	15.4
15～20	12.0	11.0	13.4
20～25	13.1	12.5	13.9
25～30	9.2	9.1	9.2
30～35	8.4	8.5	8.3
35～40	3.3	3.2	3.4
40～45	2.3	2.3	2.3
45～50	1.1	0.7	1.6
50～55	0.9	0.9	0.9
55～60	0.1	0.1	—
60～	0.6	0.6	0.6
解答なし	11.9	12.4	11.3
平均	158 千円	154 千円	165 千円

出典：厚生省年金局（1996），p. 33

② 障害厚生年金受給者

年金受給者世帯の主な収入源は、「年金のみ」が 20.4%で最も多く、ついで「受給者本人の収入と年金」が 20.2%、「配偶者の収入と年金」がそれぞれ 15.7%となっている。

年齢別にみると、受給者のうち 65 歳未満が 78.3%となる。平均受給年金月額は、男性が 1 級で 15.7 万円、2 級が 12.6 万円、3 級が 6.9 万円で、女性が 1 級で 11.4 万円、男性が 1 級で 9.2 万円、3 級が 5.8 万円である。

仕事による収入をみると、男性は 15～20 万円が 21.1%と最も多く、これをはさんで 0～30 万円までの間に全体の約 85%が含まれている。女性は 5～10 万円の 33.6%が最多で、全体の 75%強が 0～20 万円の間に含まれている。ここにみられる男女の賃金分布の格差は、就業形態の差（男性は常勤が多く、女性は非正規就業が多い）に加えて、一般労働市場でみられる男女間の賃金格差を反映しているものと考えられる。ちなみに平均月収は全体で 18.3 万円、男性が 19.5 万円、女性が 10.4 万円である。ただし、男性でも月収が 5 万円未満の者が 10.9%、5～10 万円が 13.2%と低収入者は多い（表 12）。障害になる前となった後での収入の変化の程度について、受給権発生から 5 年未満の者についてみると、全体で「かなり下がった（2 分の 1 未満）」とする者が 36.3%、「少し下がった（2 分の 1 以上）」とする者が 26.8%、「同じ」とする者が 29.8%であった。「同じ」とした者の多くが障害等級 3 級であり、障害発生前と同じ職場、仕事に復帰した可

能性も多い。1級で「同じ」者はほとんどいない。障害になって、その障害が重い場合は収入が下がるとみていいだろう。

表12 障害厚生年金受給者の仕事の収入

(%)

	計	男	女
～ 5万円	12.8	10.9	26.2
5～10	15.8	13.2	33.6
10～15	14.1	13.7	17.0
15～20	19.5	21.1	8.7
20～25	11.8	13.4	2.6
25～30	10.3	11.4	2.6
35～35	2.6	2.9	0.0
35～40	3.2	3.5	0.9
40～45	0.9	1.0	0.9
45～50	2.2	2.4	0.4
50～55	0.4	0.5	—
55～60	0.5	0.5	0.4
60～	1.3	1.5	0.4
回答無し	4.5	4.2	6.1

出典：厚生省年金局（1995），p.22

繰り返しになるが、障害基礎年金受給者世帯の主な収入源は「受給者本人の収入と年金」が30.2%、ついで「年金のみ」が18.3%となっている。それに対して障害厚生年金受給者世帯では「年金のみ」が20.4%、「受給者本人の収入と年金」が20.2%、「配偶者の収入と年金」15.7%である。厚生年金と比較して国民年金では「年金のみ」よりも「受給者本人の収入と年金」がはるかに多い理由の1つは、厚生年金と国民年金の年金額の違いにあると考えられる。国民年金の年金額は小さく、家計を支えるのにはあまりに不十分な額である。しかしそれでも、主な収入源に「年金」が入っている者は国民年金受給者では66.4%である。（厚生年金受給者は国民年金受給者の2倍の就業収入を得ているが、7割の者が年金を主な収入源と答えている）。それに対して、生活保護を挙げている者は2%ほど、本人の収入を挙げている者は約32%である。たとえ額が小さくとも年金受給者には年金が大きな位置を占めていることがうかがえる。

3 現行の所得保障制度

3.1 障害者の所得保障とは

所得保障は大きく分けて、年金、公的扶助、社会手当がある。年金とは、将来起こり得る事故

(老齢、障害、死亡など)に備えてあらかじめ保険料を拠出し、事故が起ったときに給付を行うものである。給付には保険料の拠出を条件とするため、保険料が払えないような事情がある場合には、十分な保障はできない。公的扶助は生活困窮にある者に、困窮の程度に応じてなされる所得保障制度であり、租税を財源としている。公的扶助は対象者の収入や資産に応じて支給額を決定するので、対象者の困窮の程度を調査する必要がある。これが通常ミーンズテスト（資産調査）といわれるものである。ミーンズテストには実質的な行政コストが伴うわけであるが、それ以上に生活状態の調査ということで、調査される側に精神的負担を負わせることになる。社会手当は財源を租税に求める点は公的扶助と同じである。社会保険のようにあらかじめ定められたりスクに対して、ミーンズテストなしで、自動的に定められた額を支給するものである。

わが国における障害者を対象とした公的年金には基礎年金、厚生年金、共済年金、労働者災害補償保険などがあるが、ここでは代表的な障害基礎年金と障害厚生年金について説明する。また、公的扶助である生活保護、主要な社会手当についても述べる。

ところで、1975年の国連「障害者の権利宣言」では「障害者は経済的な社会保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者は、その能力に従い、保障を受け、雇用され、または有益でかつ報酬を受ける…権利を有する。」とある。働くことの意味は、そのこと自体が社会参加の一つの方法であるのだが、働いて収入を得、それによって社会の一員としての権利と義務を遂行し、自立を可能にするという側面もある。したがって、就業収入を代替するという意味で所得保障は重要である。1993年に策定された「障害者施策に関する新長期計画」でも、「障害基礎年金等の年金、特別障害者手当等の各種手当は、障害者の生活を保障し、経済的自立を図るうえで、大きな役割を果たしており、その充実を図ることは大変重要である」という認識が述べられている。

3.2 公的年金制度

(1) 障害基礎年金

障害基礎年金は被保険者であるときに初診日がある傷病により、その初診日から1年6ヶ月を経過した日に一定の障害の状態に該当しているときに支給される。ただし、初診日の前日に保険料納付期間が加入期間の3分の2以上あることが要件になる。20歳前に初診日がある障害については保険料納付要件にかかわりなく20歳から支給される。支給額は、障害程度が国民年金1級の場合は年1,005,300円+子の加算額、2級は年804,200円+子の加算額となっている。子の加算額とは、障害基礎年金の受給権を得たときにその人によって生計を維持していた子がいた場合に基本的な年金額に加算されるものである（子が18歳に達する年度の年度末、あるいはその子

供が障害程度1級・2級の場合は20歳まで)。加算額は年額で第1子・第2子は1人につき231,400円、第3子以降は1人につき77,100円である。

(2) 障害厚生年金

被用者年金における障害年金は、被保険者期間中に障害者になった場合、障害基礎年金と同様の保険料の要件を満たしている場合に支給されるもので、納付した保険料（保険料は賃金に比例する）と加入期間に比例した年金額が支給される。加入期間が300月に満たない場合には300月（25年間）とみなして年金額が計算される。障害基礎年金は1級と2級のみであるが、障害厚生年金には3級まである。1級と2級には配偶者の加給年金額を加算した額となる。配偶者の加給年金とは、1級・2級の障害厚生年金の受給権を得たときにその人によって生計を維持していた65歳未満の配偶者がいるときに加算されるもので、231,400円である。

厚生年金や共済組合等、被用者保険には障害手当金がある。厚生年金や共済組合等に加入中に負った傷病により一定の障害状態になったが、障害程度が比較的かるいため障害年金に該当しなかったとき、一時金として障害手当金が支給される。初診日から5年以内に病気やけがが治り、それぞれの年金制度で定めている程度の障害状態に対応していることが必要である。

3.3 生活保護

生活保護は本来、生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、さらに自立を助長する目的をもつ制度である。従って、生活保護は障害者のための制度というわけではないが、現在、生活保護の受給者のほとんどは高齢者世帯、母子世帯、そして傷病・障害者世帯となっている。要保護障害者世帯には障害者加算がある（身体障害者手帳1級、2級及び3級の身体障害者もしくは国民年金法別表1級及び2級の障害者に対する特別需要に対応するものである）。

生活保護は、原則として世帯を単位として保護の要否を判定するため、世帯構成員全員について認定されるが、長期入院患者や施設入所者と出身世帯員と同一世帯として認定することが適当でない場合やアパートやグループホームで自立生活を営む場合、世帯分離が認められる。障害基礎年金等は収入として認定される。

被保護世帯における世帯類型別世帯数の構成割合をみると、「高齢者世帯」「母子世帯」「傷病・障害者世帯」といったハンディキャップを負った世帯が最近では総数の約94%を占めている。しかも、「高齢者世帯」「傷病・障害者世帯」にあっては、単身世帯が増加し、前者は88.4%、後者は78.1%にも達している。

高齢者世帯及び傷病・障害者世帯における受給期間の長期化も目立っている。傷病・障害者世帯で受給期間が5年以上の世帯は1998年で48.9%と約半分を占めている。

3.4 各種社会手当

(1) 特別障害者手当

20歳以上で政令の定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度障害者に、障害によって生じる負担の軽減を図る目的で支給される。ただし、福祉施設に入所していたり、3ヶ月以上入院している場合には支給されない。支給にあたっては、本人、配偶者および扶養義務者の前年所得について所得制限がある。月額26,800円である。

(2) 障害児福祉手当

20歳未満で、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害児に対して支給される。重度障害児を抱える家庭の経済的負担を補助するものである。障害を支給事由とする年金を受給ししている者、福祉施設に入所していたり、医療機関に入院している者には支給されない。月額14,610円である。

(3) 福祉手当（経過措置分）

改正法施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない者には、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当が支給される。

(4) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）を監護する父若しくは母、又は父母に代わって児童の養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している者に支給される。1級51,550円、2級34,330円である。

3.5 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養する者が、その生存中に毎月一定の掛け金を拠出し、万一のことがあった場合に残された心身障害者に終身一定の年金を支給し、保護者亡き後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。